

平成30年度事業計画

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に予定している全国雪対策連絡協議会の主要な事業計画は、次のとおり。

1. 全国雪対策連絡協議会活動

全国雪対策連絡協議会の会員である市町村へは、適宜必要な情報提供を行い、また会員相互の情報交換・意見交換、密接な連絡調整を行い、会員の総力を結集した連携・協力体制を強化して、総合的な雪対策の推進を目的とした活動を行う。

全会員の参加する年一回の定期総会に備えて、事前に各協議会を通じて、会員の意見を集約し、関係機関との調整を行う。総会は、会員の協力体制強化を図り、会員の意見・要望表明を通じて、総合的な雪対策を推進するための重要な場であることを会員に認識してもらい、多くの参加を目指す。

来賓として総会に参加される国土交通省の方々からは、会員の活動、積雪寒冷地の振興のために必要な情報の提供、状況の説明を受ける機会を設ける。

積雪寒冷特別地域における事業の計画的かつ強力な推進、そのための予算の確保の必要性について、本協議会が総力を挙げて関係機関に働きかけその実現に努める。

本年度開催する定期総会では、平成31年度予算編成に向け、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」の着実な実施を始めとする諸対策の推進とそのための予算の確保等の課題について協議会の総意をもって決議する。

2. 平成31年度予算編成に係る雪対策促進要望活動

全国雪対策連絡協議会定期総会で決議された、「国土交通省関係予算に係る積雪寒冷特別地域の諸対策の推進に関する要望」をもとに、総会参加者により、関係省庁に対しての要望活動を行う。

さらに秋にも、雪対策のための予算確保、諸対策の推進について協議会会員の意見要望を取りまとめ、作成した要望書をもって要望活動を実施する。

3. 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪状況に応じて、記録的な豪雪等の緊急な事態が発生した場合には、適宜、関係機関に対して緊急要望活動を行う。

4. 各道県の雪対策協議会等への支援

関係道県単位で組織されている雪対策協議会（計13）に対して、その活動の実態を把握し、適宜情報提供し、協議会会員相互の情報・意見の交換を推進し、協力体制の整備を図る。また、各雪対策協議会にも積極的に参加するとともに、各協議会に支援金を配分し、その活動がより活発に効果的に行われるよう支援して行く。

5. 雪関係行事に対する後援

国土交通省及び都道府県が行う「雪崩防災週間」等雪に関する様々な行事が毎年行われており、それらに対して全国及び各道県の協議会への後援依頼がなされており、その趣旨を理解した上で積極的に対応していく。